

広島県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則

平成19年3月28日

規則第12号

(趣旨)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、広島県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第12条第1項から第3項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町（規約第2条に規定する「関係市町」をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任する。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び候補者の届出期間を、少なくとも選挙の期日の14日前に告示しなければならない。

(候補者又は推薦者の届出)

第5条 候補者となろうとする関係市町の長は、前条の規定により告示された候補者の届出期間に、広島県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（様式第1号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 他の関係市町の長を推薦しようとする関係市町の長は、推薦する当該関係市町の長にその旨を通知のうえ、前条の規定により告示された候補者の届出期間に、広島県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者推薦届出書（様式第2号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

3 前項の規定により推薦された当該関係市町の長が、前条の規定により告示された候補者の届出期間が終了するまでに、辞退する旨の届出をしないときは、これを承諾したものとみなす。

4 選挙長は、届出期間終了後、関係市町の長に対し、直ちに候補者の届出状況を通知しなければならない。

(投票)

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 関係市町の長は、前条第4項で通知された候補者の中から広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を投票用紙（様式第3号）に自書して、投票しなければならない。ただし、前条第1項及び第2項に規定する届出がないときは、関係市町の長の中から広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を投票用紙に自書して、投票しなければならない。

3 投票は、規約第12条第2項の規定による選挙管理委員会が定める場所において、選挙の当日の午前9時から午後4時までに行わなければならない。

4 選挙長は、投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

（郵便による投票）

第7条 関係市町の長で選挙の当日に公務等に従事すると見込まれる者の投票については、前条第3項の規定にかかわらず、候補者の届出期間終了後から、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法（以下「郵便投票」という。）により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便投票をしようとする関係市町の長は、選挙長に対し、投票用紙及び郵便投票用封筒を請求し、選挙の当日の投票終了時刻までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

3 郵便投票による投票用紙は、選挙長が保管し、第11条に該当する場合を除き、選挙の当日に選挙長が投票箱に投票する。

4 選挙長は、郵便投票の希望の有無にかかわらず、候補者の届出期間終了後に候補者一覧、投票用紙及び郵便投票用封筒をあらかじめ交付することができる。

（選挙会）

第8条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（無効投票）

第9条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 一投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 候補者として何人を記載したかを確認し難いもの
(当選人)

第10条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第11条 第5条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき、又は1人となったときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、投票は行わない。

2 前項の場合において、選挙長は、選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選の告知及び当選人の告示)

第12条 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の公職及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第13条 選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町の長に対して報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

広島県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

私は、広島県後期高齢者医療広域連合長の候補者として、広島県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則第5条第1項の規定により、届出をします。

年 月 日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙長 様

公 職 名 _____

氏 名 _____ 印

様式第2号（第5条関係）

広島県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者推薦届出書

(ふりがな) 推薦候補者氏名	
公 職 名	

私は、上記のとおり候補者を推薦し、広島県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則第5条第2項の規定により、届出をします。

年 月 日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙長 様

届出者 公 職 名 _____

氏 名 _____ 印

様式第3号（第6条関係）

年 月 日 執行

広島県後期高齢者医療広域連合長選挙投票用紙

○ 注意

- 一 投票しようとする者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 氏名のほかは何も書かないこと。

氏 名

広島県後期高齢
者医療広域連合
印